

# 第 11 次富士市交通安全計画(案)の概要

## 1. 策定の目的

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定されました。これに基づき、昭和 46 年度以降、10 次にわたる交通安全計画を作成し、関係機関・団体等が一体となって各般にわたる陸上交通の安全対策を強力に実施してきました。

第 10 次富士市交通安全計画においては、こうした交通安全対策の効果が表れ、計画における 5 箇年の目標を概ね達成しました。

交通事故件数は平成 23 年以降、減少傾向にあるものの、10 日間で 3 件以上の交通死亡事故が発生すると発令する富士市交通死亡事故多発警報を、令和元年及び 2 年に、2 年連続で発令するなど、大変厳しい交通情勢であります。

交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であります。

富士市交通安全対策会議は、引き続き、人命尊重の理念の下に、究極的には交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していくため、「第 11 次富士市交通安全計画」を策定します。

## 2. 今までの経緯

本計画の策定にあたり、市、市教育委員会、警察、県、国の地方行政機関等の意見を広く求め、検討を重ねました。

令和 3 年 3 月 (国) 第 11 次交通安全基本計画を策定

令和 3 年 4 月 富士市交通安全対策会議委員依頼及び説明

令和 3 年 5 月 第 1 回富士市交通安全対策会議（方針説明）

令和 3 年 6 月 (県) 第 11 次静岡県交通安全計画を決定

## 3. 本計画の位置づけ

本計画は「交通安全対策基本法」に基づき、国の「第 11 次交通安全基本計画」、県の「第 11 次静岡県交通安全計画」に準じて策定しております。

3 つの章（道路交通の安全、踏切道における交通の安全、大規模地震に備えての交通安全）で構成しており、市の様々な交通安全に関する施策のほか、国・県の道路管理者で講ずる施策、警察による交通安全対策や交通指導取締り、業界関係団体と連携した先進安全自動車の普及促進に関する事など、取り組み

は非常に多岐に渡るものとなっております。

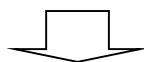
また、「富士市総合計画」を上位計画とする個別計画と位置づけ、「富士市地域防災計画」などとの整合性も図りながら策定します。なお、本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5箇年とします。

## 4. 各章の概要

### 第1章 道路交通の安全

#### 1 道路交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。



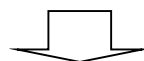
#### 2 道路交通の安全についての目標

① 年間死者数

令和7年末までに4人以下を目指す。

② 年間人身事故発生件数

令和7年末までに1,000件以下を目指す。



#### 3 道路交通の安全についての対策

##### 《今後の道路交通安全対策を考える視点》

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進



##### 《実施すべき施策》

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進

## 第2章 踏切道における交通の安全

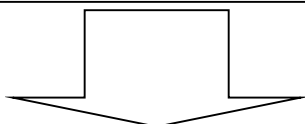
### 1 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。



### 2 踏切道の安全についての目標

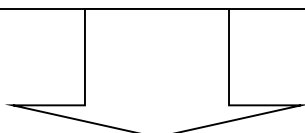
継続して事故件数ゼロを目指す。



### 3 踏切道における交通の安全についての対策

#### 《今後の踏切道の交通安全対策を考える視点》

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進



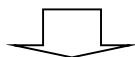
#### 《実施すべき施策》

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

### 第3章 大規模地震に備えての交通の安全

#### 被害状況の想定と方針

南海トラフ地震に備え、市内の被害状況は、静岡県第4次地震被害想定（レベル2）を想定する。



#### 1 南海トラフ地震臨時情報等発表時

突発的な地震発生に備えて対策を進めることを基本とし、臨時情報が発表された場合は、情報を活用し被害軽減につなげる。

#### 2 南海トラフ地震等発生時

災害応急対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復等のための必要な交通対策等を実施する。



#### 《実施すべき施策》

- ① 臨時情報（巨大地震警戒）発表時
- ② 地震発生時
- ③ 平時における措置
- ④ 他の交通安全対策

## 5. 第10次計画の目標の達成状況

- ・「人身事故発生件数」は、令和2年末までに2,100件以下とする目標で、平成28年は目標を下回ることができませんでした。平成29年以降は4年連続で目標を達成し、かつ、減少しました。
- ・「死者数」は令和2年末までに6人以下とする目標で、平成28年、29年は達成しましたが、平成30年から令和2年までの3年間は達成できない結果となりました。

( ) 内は目標値

年	死亡事故	事故件数
平成28年	4人(6人以下)	2,125件(2,100件以下)
平成29年	6人(6人以下)	2,034件(2,100件以下)
平成30年	7人(6人以下)	2,000件(2,100件以下)
令和元年	13人(6人以下)	1,882件(2,100件以下)
令和2年	7人(6人以下)	1,408件(2,100件以下)

## 6. 第11次計画における目標値

- ・道路交通においては、「令和7年末までにおいて、年間死者数4人以下、人身事故発生件数1,000件以下を目指す」
- ・踏切道においては、「踏切事故ゼロを目指す」

## 7. 意見募集について

本計画は、人命尊重の理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策であり、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない課題です。

市民の皆様からのご意見をいただきたいと思っております。